賃金

を保障。

地

手当は

月給 基

解

3 域 ま

%支給され

日時

場所

会費

づく賃金改 る場合は、

で

前

 \mathcal{O}

本

道央札幌郵便局新設

労使関係に関

はする協

約

合

060-8789 札幌中央郵便局私書箱 66 号

☎011−751-8833 fax011−711-0696

基本

賃

金が

前

 \mathcal{O}

金額を下

口

次期

評

∃価結果に対

基

1月14日(土)

4千円(補助あり)

る社員

人は臨 7所属局

時評

価結果に基

道本部・札幌支部・OB会合同です。

ルB1)

の参加で盛り上がりましょう

② 現

で雇用替えとな

017年旗開き

船盛屋(南3西2:リバティタワービ

http://yusanrosapporo.web.fc2.com/

郵政産業ユニオン

ぽ ろ 発行

業務は、

4

月

カュ

5

ゆう

゙゙ヽ゚

ツ

郵政産業労働者ユニオン札幌支部 発行責任者 正治

畠山

異 5 132 07 年 4 月・5日 、動する。 提示された。 67 条 $\widehat{3}$. 基づ 月札幌中 別 から4. 7 央 組

便 ク 地 域区分、 (自地域内局あて区分)、 (全 国 地 域 区分及び集中 道内あ 5 月か て区分) 5 ゆう 理 彡 ツ \mathcal{O}

期 (1) 間)現所属 雇 用 社 局から新局 員 務 件

用替え 現行 同 (更の場合は1年 のスキル評 担 の賃金単 務 0 嵵 の場合は 給制 価を保障 価 契 を 引き継ば 約 間 半 年、 ごを限 社 員 度に 担務 は現雇 は

工 事 中 0 道 | 央札 幌郵便 局

を 10 第三

今回 た。

0

無期

転

換制

度は、

有

用

で

働

、労働

者が

増する

変更も は要員 に \mathcal{O} は に進めたものの、第一・ なり、 要員 配達物量に悲鳴を上げて困 先行実施と完全実施を並 な確保できずに、 あり得る」と関係社員に説 の確保できたがグ 「社員区に戻す、 第三集配 第二集配 勤務 ル メ 会 行 \mathcal{O} 難 的 なか「反復更新の下で生じる雇

して働き続けることが

でき

正

安

18時

す必 る同 実施 な めたが、 係 会社は提 は社員に か。 要があります。 同 が 意書は存在しません。 ?見直 意書」なるものの提出を 施 担務変更·勤務変更 策に関し っ さ れ 出の 返 理由と根拠を す たので同意書 て関係 べきも 施 0 社 策の で 員 は 求 係 か は 示

無期

三転換

手 月

続

開

始され

ま

ゆうパック配達メッシュ・ エリアの変更!

期間雇用社員の無期労働

契約への転換制度」

法第

条に基づく

を社 るというものです。 託済み)で残り5区を委託 月から実施しまし 別 区から 郵 便 集配 局 委託移 はゆうパック配 20 区 行 $\widehat{15}$ する計 区は 第 行 委 す 画 し 雇

て、

10

月

1日から導入され

ま L

18

4

月

から1年半前

倒

要員確保できず・・・

たものです。 していずれも 施 策 は中止とな 心 る社会を実現するため」に改 されたものです。 止めに対する不安を解消 「有期契約で働く労働者が

10 月~11 月

続5年を超えている者に 対象者からの申請受付、 請を受理します。

1 シ エ 1 社 員

申し込みが必要です。

全社員に周知されます。 · 12 月 〈 制度導入について、 17 年 1 会社 カゝ

勤 が対象者の勤続年数を確認 , て 申 2 月 ~ 3

用が開 **4**月 ソ 始さ れます。

年後再雇用さ

がい \mathcal{O} 浜 で は た 今年5月 正 \mathcal{O} 不当」 賃 トラッ 長 澤 金 社 を 3 員 運 だと訴 輸に ク لح \mathcal{O} 東京 運 同 割 勤 じ 減 転 えた 手 務 仕 地 額 3 裁 す 事 L 判 る ŧ な 人 7

> が 切

記 ŋ さ

さ

れ

7

た

捨 録

> て る

た

始

時 刻

入は、 条件の相 事が同 だと認 を正

引 n 行 きに たも わ国 れ、 は \mathcal{O} 追 求 で 金 行 L は ス 労働 政 テ 変 更 指 が 時 \mathcal{O} 間 手 が

認められない

指

すべ

き特段の

合理 ľ

な労働

条件

を る

応

U

7

払うこと

が

原

反

定

 \mathcal{O}

で

1

で管理することが

分単位で計算

L

た

労働

契

約

法

20

条

で

あ

s, 位

その労働

嵵

日

京

高

裁

期

雇

用

労働

箸に

対

す 摘

> 分 単] 位. コ ブンイレ ン \mathcal{O} ピ 正 確 な 時 タ \mathcal{O} がは 表

T

示

れ

 \mathcal{O}

に

15

分

未

満

長時間労働法律で厳しく取り締まりを!

減額

されることは

般的

便

局

 \mathcal{O}

職

場 11

であり、

社会的にも容認

えた場

合、

この

手

 \dot{O}

法違

反

と不当判決したもの

運 は

動 日

必要では

11

常 が

茶

飯

事

摘

では、 度に

務内

容が

间

で

片付けも

)勤務時

間

一定程度賃金が

きれる」として

お

け 年

る有

期

雇 続 は

用

契

約

前

後の着

ゃ

後

0

継

雇

用 訴

制

ることは違法」とし、 ことで労働時間を切

広告大手電通で新入社員が昨年過労自殺し たのを受け、東京労働局は10月14日実態 解明のため東京本社に立ち入り調査をした。

91年にも入社2年目の男性社員が過労自 Ⅰ 殺し、訴訟で管理責任を認定されている。

菅官房長官は同日「**調査結果を踏まえ、過重 労働防止に向けて厳しく対応する**」と述べた。

過労死のない社会の実現を目指す過労死等 防止対策推進法が施行されて2年が経過した ▮ が15年度に労災認定された過労死は96 件、過労自殺(含む未遂)は96件と高止ま りが続いている。「過重労働撲滅特別対策班」 は、違法な長時間労働が疑われる事業所への 監督指導に専従であたるため、15年4月に Ⅰ 東京労働局と大阪労働局に設置された。

今年の春、厚別郵便局第二集配課長が小樽 漁港で車ごと投身自殺したのが記憶に新しい が、この企業は本当にこれでいいのかと言いた I 61.

郵便局の職場で過労自死事案和解!

- Γ1 被告(日本郵便㈱)は、故小林孝 司が被告さいたま新都心支店に転入後そ れまで罹患した記録が確認されていない 抑うつ状態等の精神疾患に罹患したこと、 同氏の勤務地変更の希望が叶わなかった こと、及び同氏が自死に至ったことについ て遺憾の意を表する
- 被告は、原告らに対し、本件損害賠償 請求についての和解金として、~の支払義 務があることを認め~支払う。」

これは、最終的に被告である日本郵便㈱ が示した和解内容で、10月12日さいた 地裁で和解が成立したものです。

過労死や過労自死は起こってはならな い、根絶しなければならないという思いは 会社・労組に違いはないはずです。

かつての**お立ち台に象徴される「ミスる** な! 事故るな! 残業するな!」などと責! 任を押し付ける企業体質は変わっておら ず職場環境をどうするか、会社の正念場で ■ はないでしょうか。